

不納欠損手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																				
<p>堺警察署 警察本部 総務部 会計課</p>	<p>違法駐車車両排除費弁償金に係る不納欠損の処理について確認したところ、時効完成日から相当日数を経過した後に不納欠損の決定を行っているものがあった。 さらに、不納欠損として整理する際は、システムにより不納欠損伺書を作成することになっているが、欠損処分の決定から相当日数を経過した後に作成されていた。 このため、本来であれば直ちに不納欠損として整理すべきところ、全ての事務処理を終えるのに長期間を要した。</p> <table border="1" data-bbox="439 745 1546 1045"> <thead> <tr> <th>債務者</th> <th>金額</th> <th>時効完成日</th> <th>不納欠損処分決定日（起案・決裁日）</th> <th>不納欠損整理日（システム決裁日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>13,642円</td> <td>平成26年6月4日</td> <td>平成26年11月28日</td> <td>平成27年4月15日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>16,800円</td> <td>平成26年7月14日</td> <td>平成26年11月28日</td> <td>平成26年12月25日</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>14,100円</td> <td>平成27年2月17日</td> <td>平成27年3月16日</td> <td>平成27年5月27日</td> </tr> </tbody> </table>	債務者	金額	時効完成日	不納欠損処分決定日（起案・決裁日）	不納欠損整理日（システム決裁日）	A	13,642円	平成26年6月4日	平成26年11月28日	平成27年4月15日	B	16,800円	平成26年7月14日	平成26年11月28日	平成26年12月25日	C	14,100円	平成27年2月17日	平成27年3月16日	平成27年5月27日	<p>署においては、今後は不納欠損事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理に努められたい。 会計課においては、署における不納欠損事務が適正に行われるよう指導を徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (不納欠損の整理) 第33条 歳入徴収者は、歳入について法令の規定に基づく時効の完成又は徴収権の消滅により欠損処分をするときは、直ちに当該歳入について収納ができない理由を明らかにした書類により決定し、不納欠損として整理しなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第33条関係 1 歳入徴収者は、調定をした歳入に係る債権が次に掲げる各号のいずれかに該当することとなったときは、不納欠損として整理しなければならない。 (1) 債権の消滅時効が完成したとき。(以下略) 2 不納欠損として整理するときは、第22条関係第2項第1号から第17号までに掲げる収入を除き、システムにより不納欠損伺書(様式第13号)を作成しなければならない。(以下略)</p> </div>	<p>(堺警察署) 不納欠損事務に関して再度周知徹底するとともに、交通課及び会計課相互の連携を密にして、適正な事務処理に努める。 (会計課) 当該署には、平成28年4月20日に指導を行ったが、今後も不納欠損事務が適正に行われるように、各署の指導に努める。</p>
債務者	金額	時効完成日	不納欠損処分決定日（起案・決裁日）	不納欠損整理日（システム決裁日）																			
A	13,642円	平成26年6月4日	平成26年11月28日	平成27年4月15日																			
B	16,800円	平成26年7月14日	平成26年11月28日	平成26年12月25日																			
C	14,100円	平成27年2月17日	平成27年3月16日	平成27年5月27日																			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年10月19日）